

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針（案）についての
意見・情報の募集の結果について

※計6の個人・団体より34件のご意見をいただきました。

※ご意見のうち標記の内容に関わるものについてのみ、「主なご意見」として整理を行っております。

※ご意見のうち標記の内容と直接の関係がないため掲載しなかったご意見につきましても、今後の施策の推進に当たって、参考とさせていただきます。

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>盛土規制法の附帯決議に関する事項はもれなく基本方針に記載するべきである。具体的には今の基本方針案は以下のキーワードが欠落しています。</p> <p>宅地造成等規制法の一部を改正する法律案（閣法第45号）附帯決議 https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/208/f072_051901.pdf</p> <p>決議1：地方整備局等に配置する担当職員の増員等 決議7：必要な残土処分場の適正な確保のための方策 決議8：トレーサビリティ制度、自然災害、大規模工事等により発生した土砂等の置場の確保に向けた具体的な方策 決議10：中間処理場の管理運営の更なる実態把握</p>	<p>本方針に「法を施行するために必要な組織体制の構築や連携の強化を図る」、「法に基づく盛土等の許可地等に適正な運搬費や処分費が支払われるようにすることを通じて、受入地の確保を進める」、「法と連携した建設発生土の発生側での取組等として、建設発生土の搬出先の明確化等を図る」、「建設現場等における建設発生土の搬入及び搬出について、定期的に実態把握を行うこと」等と記載しているところであり、附帯決議を踏まえた取組を進めることとしております。</p>
2	<p>6ページ11行目 担当部局に「砂防部局」を追加する。26行目及び7ページ30行目に「砂防法」があるように、砂防地指定地内行為の許可や土砂災害防止法のイエロー・レッ</p>	<p>砂防部局は、「土地利用規制部局」に含まれていると考えており、原案のとおりとします。</p>

	ドゾーンを有する土石流危険溪流の上流部について、特定盛土区域の候補地域の調査など砂防部局との連携調整が不可欠であるため。	
3	7ページの8行目 「衛星写真データ」は「衛星データ」の方が良いと思います。13ページ20行目では「衛星データ」となっており、写真に限らず衛星データを活用することもあると思います。	ご指摘を踏まえ修正しました。
4	15ページの27行目 「指定の事由がなくなったと認めるとき」の前に「宅地造成等工事規制区域の新たな指定等により」を追記した方がわかりやすいと思います。12ページの12行目で「造成宅地防災区域」は「宅地造成等工事規制区域の土地以外」としているため。	「指定の事由がなくなったと認めるとき」とは、法第45条第2項の規定を踏まえ、対策工事の実施等により造成宅地の安全性が確保され、指定の基準に該当しなくなった場合を想定しています。
5	P3の16行目「・・・ほか、・・・ほか、・・・」と1文中に「ほか」が連続している。	ご指摘を踏まえ、文章を適正化しました。
6	P3の23行目「違法な盛土や不適切な工法の盛土の発生責任の一端を担っている」について、違法な盛土や不適切な工法の盛土の発生させた責任はその発生させた民間事業者にあるのであり、民間事業者一般に責任の「一端」があるとする本記載は不適當ではないか。例えば「・・・の発生を防止する責任の一端を担っている」とするのであれば適當と考えられる。	違法な盛土等の発生に対して、建設発生土の管理を行う民間事業者も責任の一端を担っているという意識が重要と考えられることから、原案のとおりとします。
7	P3の15行目「関係府省による緊密な連携」と同27行目「行政分野間で相互に連携」の意味するところの違いは何か。	前者は国の関係府省間の連携について、後者は盛土等に関連する主体全体の行政分野間の連携について記載しております。
8	P3の37行目「十分でない」とP4の2行目「弱い」の意味するところの違いは何か。	「十分でない」と「弱い」自体が意味するところに大きな違いはないと考えます。
9	P3の37行目「エリア」について、「区域。地域。地帯。」(デジタル大辞泉)との意味と解されるが、法律等の適用に関し地域差があったという趣旨なのか。	例えば、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域では、宅地造成を目的とした盛土等以外の行為を規制対象と

		していないなど、土地利用規制に関する各法律による開発規制では、各法律の目的の限界等から規制が必ずしも十分でないエリアが存在していた、という趣旨です。
10	P4の10行目「施行」と同13行目「運用」の意味するところの違いは何か。	「施行」と「運用」自体が意味するところに大きな違いはないと考えますが、国・地方公共団体が主体となるときは「施行」、地方公共団体のみが主体となるときは「運用」を使用しております。
11	P4の21行目「許可の対象とする」について、規制区域内の盛土等の全てが一律に許可されるという意味に解されることにならないか。例えば「許可に係らしめる」等とすることが適当ではないか。	許可対象となる盛土等については政省令で具体的に明示しており、本方針においては法律の骨格を記載するため、原案のとおりとします。
12	P4の31行目「災害防止」の成語はこの箇所では初出。「災害の防止」又は「盛土等による災害の防止」とした方が適当ではないか。	ご指摘を踏まえ、文言を適正化しました。
13	P7の1行目「過去の盛土の崩落事例では、法令に基づく改善命令等が行われたケースが必ずしも多くないこと」と「制度の運用に当たっては、ノウハウの共有や体制等を考慮していく必要がある」こととの関係が明らかでない。	盛土規制法では改善命令等の規定が設けられておりますが、これまで法令に基づき改善命令等を行った経験を有する自治体は多くないため、そのノウハウの共有や改善命令等を行うために必要な体制等を考慮する必要がある、という趣旨です。
14	P7の8行目「関係機関」及び同16行目「関係行政機関」の意味するところの違いは何か。	ご指摘を踏まえ、文言を適正化しました。
15	P7の23行目「地域の住民」とP5の4行目「周辺地域の住民」、P9の14行目「近隣の住民」の意味するところの違いは何か。	「周辺地域の住民」は、法第11条の「周辺地域の住民」と同様の意味となります。「地域の住民」及び「近隣の住民」は、

		一般的な概念で使用しております。
16	P7の30行目「国の機関」は他の箇所における「国」と異なる意味で用いているのか。	ここでは、都道府県が緊密に連携する国の地方支分部局を含めて考えており、「国の機関」を使用しております。
17	P8の8行目「特定できない」と27行目「確知できない」の意味するところの違いは何か。	「確知できない場合」は、「特定できない場合」を包含しています。
18	P9の23行目「消防」は、警察と並列させるのであれば「消防機関」等とすべきではないか。	「消防」は「消防機関」よりも広い概念を想定しており、原案のとおりとします。
19	P9の32行目「法の許可」は他の箇所では「法に基づく許可」と記載されているものと思われる。	ご指摘を踏まえ修正しました。
20	P10の19行目「人命」はP4の4行目「生命・身体」とは異なるものなのか。	ご指摘を踏まえ、文言を適正化しました。
21	P11の11行目「大災害」とは何か。災害対策基本法にいう「著しく異常かつ激甚な非常災害」と関係はあるのか。	「大災害」とは、特に規模の大きい災害を想定しており、具体的には地方公共団体の判断となります。なお、ご指摘のように、災害対策基本法に規定する「著しく異常かつ激甚な非常災害」を想定しているわけではありません。
22	<p>【該当1】</p> <p>P4:②盛土等の安全性の確保</p> <p>①国が整備するガイドラインの公表時期は？</p> <p>②説明会を開催する際、周辺住民とは、どの範囲を指すのか？</p> <p>【該当2】</p> <p>P15：(2) 造成宅地防災区域指定後の対応</p> <p>③「宅地所有者と共同して宅地耐震対策を実施する」とあるが、具体的にどのような対策となるのか？</p>	<p>① 国が整備するガイドライン等については、法の施行日である令和5年5月26日に、都道府県等に通知するとともに、農林水産省、林野庁及び国土交通省のホームページにて公開しています。</p> <p>② 「周辺住民」の範囲は、盛土等の規模や地形等から判断される影響の想定</p>

		<p>される範囲としますが、その具体的な運用は、既存制度での運用や保全対象との離隔の考え方等も参考に、各都道府県等が許可基準等において示すことを想定しています。</p> <p>③ 「宅地耐震対策」とは、例えば、滑動崩落を防止するためのアンカー工、抑止杭工等を想定しています。</p>
23	<p>造成工事に関する設計・施工に関する記録事項（設計図書や施工記録書など）や保管（期間やデータ形式など）および閲覧について、基本的な方針はありますか？</p>	<p>工事の経過、計画変更、対策の内容等について、図面・写真等の関係図書を整備し、工事の内容を明らかにしておくことを「盛土等防災マニュアル」に記載し、農林水産省、林野庁及び国土交通省のホームページにて公開しています。</p>
24	<p>①該当箇所1：P. 4-22行目「土石の一時的な堆積」 「土石の一時的な堆積」とは、どのくらいの期間で、どのくらいの規模（面積、盛土高）を想定しているのか。</p> <p>②該当箇所2：P. 5-26行目「定期的に盛土等の変状の有無を確認する等、適切に維持保全することが求められる」 「定期的に盛土等の変状の有無を確認する等、適切に維持保全することが求められる」とあるが、具体的にどのようなことが求められるのか。</p> <p>③該当箇所3：P. 9-20行目「国による支援制度」 「国による支援制度」とは、具体的にどのような制度があるのか。</p>	<p>① 盛土規制法により規制対象となる土石の堆積の規模は、政省令により、 1) 堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超、2) 堆積の面積500㎡超のいずれかの場合と定められています（許可対象となる規模等、詳細は政省令をご確認ください）。また、土石の堆積期間は最大5年が適切と考えており、計画段階からこれを超える場合は土地の形質の変更に当たる場合があります。なお、許可等の後で、堆積期間が5年を超える場合は、変更許可申請等により堆積期間の延長が適切かを審査されることとなります。</p>

		<p>② 規制区域内において盛土等が行われた土地について、土地所有者等は、その土地を常時安全な状態に維持するよう努めなければならないとされています。具体的には、定期的に、盛土や擁壁の割れ、地下水の流出等を確認し、必要に応じて、専門家の知見を得ながら必要な安全対策を講じることなどが考えられます。</p> <p>③ 地方公共団体が盛土の安全性把握に必要な調査や監視等に要する費用の一部を国が補助する制度（社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）又は農山漁村地域整備交付金）があります。</p>
--	--	--